

事例

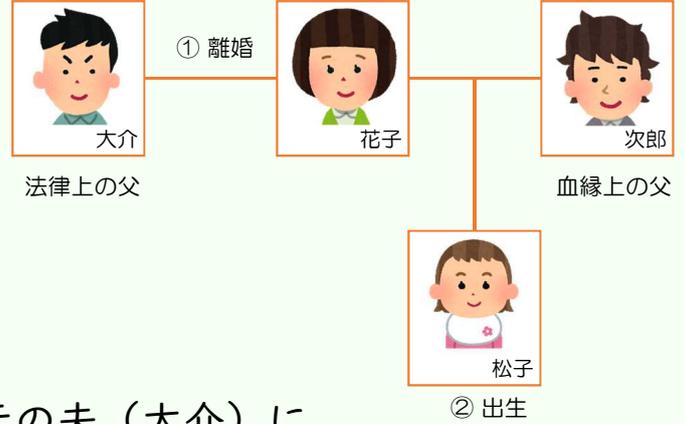
ちやくしゆつ ひにん 嫡出否認の手續により解決できたケース

◆父子、婚姻関係

花子は、元の夫（大介）との離婚後
300日以内に子（松子）を出産。

松子の法律上の父は、大介。

松子の血縁上の父は、次郎。



◆経過

花子は、子（松子）の法律上の父が元の夫（大介）に
なり、戸籍に記載されることを知り、出生届を提出していませんでした。

花子は、市役所の担当者から、法務局に無戸籍の相談窓口があることを
教えてもらい、法務局に相談し、協力的な大介に嫡出否認調停の申立てを
行ってもらうよう助言されました。

その後、花子は、大介に嫡出否認手續に
ついて相談した結果、大介が嫡出否認調停
の申立てを行い、嫡出否認の審判の確定後、
松子について、父を空欄とする出生届が提
出され、無戸籍が解消しました。



元夫が裁判手續に協力的な場合には、ちやくしゆつ ひにん
嫡出否認
により、父を空欄とする出生届を提出できる場合
があります。

まずは、法務局に御相談ください。



事例

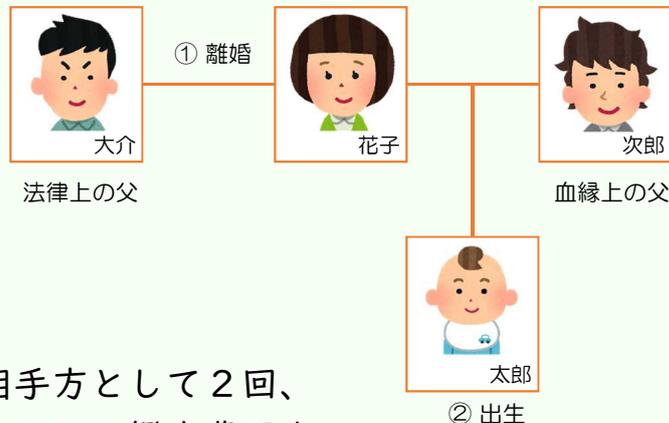
DNA鑑定費用を用意できず、調停^{ちやうていてつづき}手続を取り下げたが、民事法律扶助^{みんじほうりつふじよせいど}制度を利用して再度、裁判手続の申立てができたケース

◆父子、婚姻関係

花子は、元の夫（大介）と離婚後300日以内に子（太郎）を出産。

太郎の法律上の父は、大介。

太郎の血縁上の父は、次郎。



◆経過

花子は、法務局に相談するまでに次郎を相手方として2回、^{きやうせいになち}強制認知^{ちやうていてつづき}の調停手続の申立てをしましたが、DNA鑑定費用を用意することができず、また、訴訟費用^{そしやうひやう}の支払が猶予^{ゆうよ}される手続も知らなかったため、いずれも取り下げていました。

今回、花子は、相談していた市役所の職員とともに法務局に相談に訪れ、相談の結果、民事法律扶助^{みんじほうりつふじよせいど}制度^{だいいえんじよ}の代理援助を利用すれば、弁護士に裁判手続の代理を依頼した場合にその弁護士費用やDNA鑑定費用を立て替えてもらえる場合があることが分かりました。そこで、花子の要望により法務局職員が法テラスに連絡し、弁護士による法律相談を受けた結果、弁護士に裁判手続の代理を依頼し、その費用については代理援助を利用することとなりました。

なお、強制認知の手続は、子の血縁上の父（次郎）を相手方とする必要があるところ、既に次郎とは音信不通で所在も不明となっていたため、子の法律上の父（大介）を相手方とする親子関係不^{おやこかんけいふそんざい}存在^{かくにん}確認の調停手続の申立てが行われました。

その後、大介との間の親子関係不^{しんぱん}存在^{かくにん}確認の審判が確定し、花子の嫡出でない子として出生届が提出され、無戸籍が解消しました。

自ら調停手続の申立てをしたところ、DNA鑑定費用を用意することができず、訴訟費用^{そしやうひやう}の支払が猶予^{ゆうよ}される手続も知らなかったため、調停手続^{ちやうていてつづき}を断念する場合があります。

そのような場合にも、法テラスにおける民事法律扶助^{みんじほうりつふじよせいど}制度の代理援助（弁護士費用やDNA鑑定費用の立替え）を利用することができる場合があります。

また、実情に応じた裁判手続を利用することができますので、まずは、お気軽に、法務局に御相談ください。

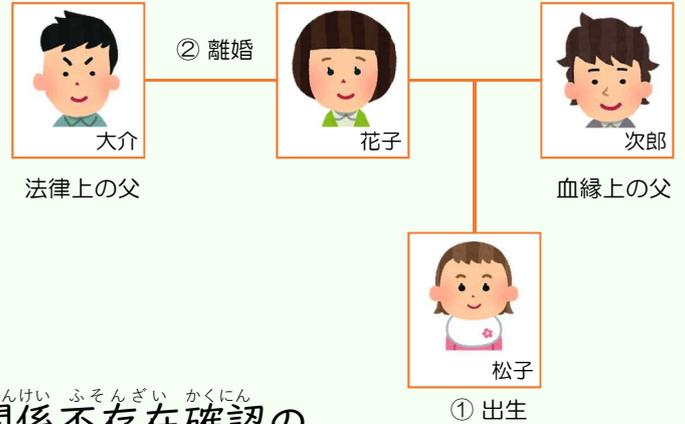


事例

親子関係不存在確認の調停は不調となったが、 強制認知の手続により解決できたケース

◆父子、婚姻関係

花子は、元の夫（大介）との婚姻中に子（松子）を出産し、その後離婚。
松子の法律上の父は、大介。
松子の血縁上の父は、次郎。



◆経過

花子は、法務局に相談する前に親子関係不存在確認の調停手続の申立てをしたことがありましたが、相手方である法律上の父（大介）が出席せず、不成立となりました。

花子は、次郎とともに法務局に何度か相談に訪れ、法テラスにおける民事法律扶助制度のことを知りました。そこで、法テラスで弁護士による法律相談を受けた上、法テラスにおける民事法律扶助制度の代理援助を利用することとし、弁護士に強制認知の手続の代理を依頼することとなりました。

その後、次郎を相手方とする強制認知の審判が確定し、次郎を父とする出生届及び認知届がされ、無戸籍が解消しました。



自ら調停手続の申立てをしたものの、思うような結果が得られなかったという場合もあります。
そのような場合にも、弁護士に代理を依頼した上で、実情に応じた裁判手続を利用することができますので、まずは、お気軽に、法務局や法テラスに御相談ください。



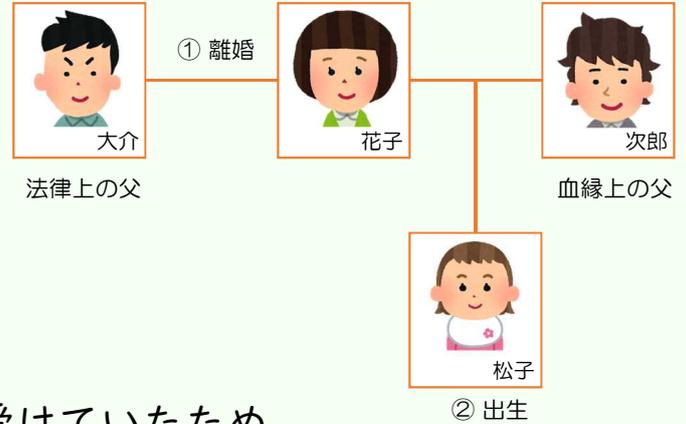
法律上の父を関与させない方法で解決したケース

◆父子、婚姻関係

花子は、元の夫（大介）との離婚後300日以内に子（松子）を出産。

松子の法律上の父は、大介。

松子の血縁上の父は、次郎。



◆経過

花子は、元の夫（大介）からDVを受けていたため、大介に現住所を知られることを極度に恐れており、血縁上の父（次郎）の協力を得て裁判手続を行いたいとの意向を持っていました。

花子は、まず、法テラスでの弁護士による法律相談を受けることとしましたが、花子の要望により法律相談には法務局職員が同行しました。

花子は、法律相談の結果、法テラスにおける民事法律扶助制度の代理援助を利用することとし、弁護士に強制認知の手続の代理を依頼し、大介の関与なく手続を進めることができる証拠を収集し、裁判所にも説明したようです。

その後、次郎を相手方とする強制認知の審判が確定し、次郎を父とする出生届及び認知届がされ、無戸籍が解消しました。



元の夫からDVを受けていた方は、元の夫に現住所を知られてしまうのではないかと裁判手続を躊躇されることが少なくありません。

このような場合にも裁判所において事案に応じた措置が講じられていますので、まずは、お気軽に、法務局や法テラスに御相談ください。



事例

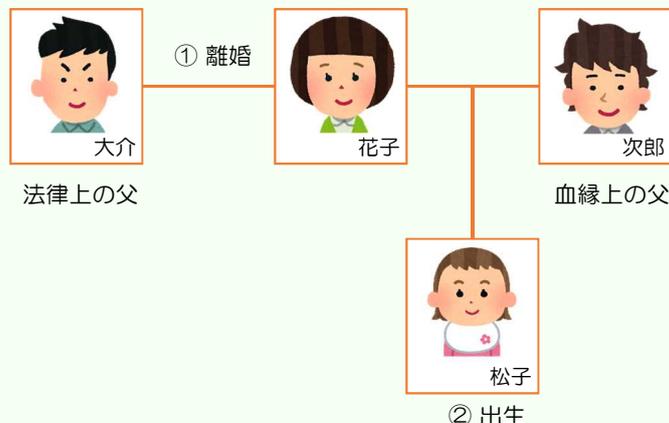
医師の^{かいたい じ き しょうめいしょ}懐胎時期証明書により、 父を空欄として出生届を提出できたケース

◆父子、婚姻関係

花子は、元の夫（大介）との離婚後に子（松子）を妊娠し、早産のため離婚後300日以内に出産。

松子の法律上の父は、大介。

松子の血縁上の父は、次郎。



◆経過

花子は、子（松子）の法律上の父が大介となり、戸籍に記載されることを知り、大介からDVを受けていたことから、出生届を提出していませんでした。

花子は、市役所に相談し、大介を父と記載しない出生届を提出するために必要な裁判手続や医師が作成した懐胎時期に関する^{かいたい じ き しょうめいしょ}証明書を提出して出生届を提出することについて説明を受けました。

その後、花子は、法務局にも相談し、手続について再度説明を受け、裁判手続を経ることなく、妊娠初期に通院していた病院で、医師が作成した懐胎時期に関する証明書を取得し、これが添付された、父を空欄とする出生届が提出され、無戸籍が解消しました。

離婚後に懐胎をしたが、早産などで子の出生が離婚後300日以内であった場合、離婚後に懐胎したことについて医師の証明書（^{かいたい じ き しょうめいしょ}懐胎時期証明書）があるときは、離婚前の夫を父としない出生届を提出できる場合があります。

まずは、法務局に御相談ください。



事例

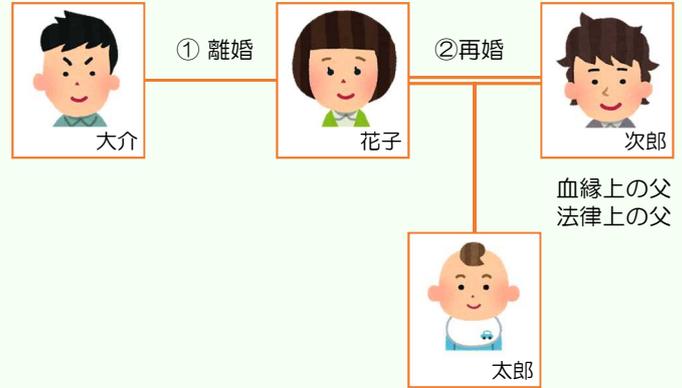
【令和6年4月1日以降】

母が再婚した後に生まれた子のケース

◆父子、婚姻関係

花子は、元の夫（大介）との離婚後に次郎と再婚。

令和6年4月1日以降、大介との離婚から300日以内に、子（太郎）を出産。



◆経過

花子は、元の夫（大介）からDVを受けていたため離婚手続きをすすめることができず、その間に次郎との子を妊娠しました。

その後、大介との離婚が成立し、次郎と再婚した後、大介との離婚後300日以内に子（太郎）を出産しました。

太郎の誕生日は令和6年4月1日以降だったため、改正後の民法が適用され、元夫との離婚後300日以内であっても、母の再婚後の夫（次郎）が法律上の父と推定されることから、次郎を父とする出生届が提出され、真実の父母の戸籍に入籍することができました。



民法の改正により、母の離婚から300日以内に子が生まれた場合であっても、母が再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定することとされました。

なお、この規定は、令和6年4月1日以降に生まれた子に適用されます。



【令和6年4月1日以降】

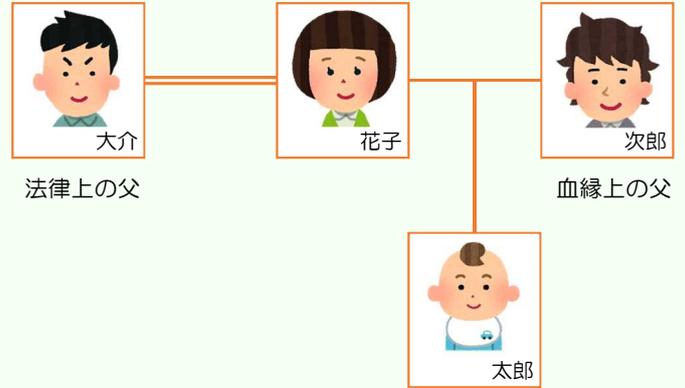
母から^{ちやくしゅつ ひにん}嫡出否認の申立をするケース

◆父子、婚姻関係

花子は、夫（大介）との婚姻中に子（太郎）を出産。

太郎の法律上の父は、大介。

太郎の血縁上の父は、次郎。



① 出生（令和6年4月1日以降）

◆経過

花子は、夫（大介）と婚姻中に、次郎との間の子（太郎）を出産しました。

花子は、太郎の戸籍の父欄に大介の名が記載されることを避けるとともに、太郎の真実の父である次郎に認知を求める前提として、大介に^{ちやくしゅつ ひにん}嫡出否認の手続を求めましたが、大介は応じてくれません。

太郎の誕生日は令和6年4月1日以降だったため、改正後の民法が適用され、以前は夫のみに認められていた^{ちやくしゅつ ひにん けん}嫡出否認権が、子及び母等にも認めることとされています。

そこで、花子は、大介を相手方とする^{ちやくしゅつ ひにん ちょうてい}嫡出否認調停の申立てを行い、嫡出否認の^{しんぱん}審判の確定後、太郎について、父を空欄とする出生届が提出され、無戸籍が解消しました。

民法の改正により、^{ちやくしゅつ ひにん うった}嫡出否認の訴えについて、夫だけでなく、子及び母、前夫（再婚後の夫の子と推定される子に関し）からも^{ていき}提起できるようになりました。

なお、この規定は、令和6年4月1日以降に生まれた子に適用されます。

※ 令和6年4月1日から1年間に限り、令和6年4月1日より前に生まれた子やその母も、嫡出否認の訴えを提起できます。

